

中小企業の皆さんを応援します!!

融資・保証制度のご案内

市では、中小企業の経営安定や設備の近代化などを支援するため、各種融資や助成を行っています。お気軽にご相談ください。

問い合わせ/市水産商工課商工・労働グループ ☎ 23-6467

稚内市融資・助成制度

中小企業特別融資制度

低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料を助成します。

種別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付要件
運転資金	1,500万円	5年以内	短期: 1.475% 長期: 長期プライムレート(変動性)	◇農林漁業、遊興娯楽業など一部の業種を除く ◇銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと ※納税証明書(資格審査等申請用)の提出が必要です。
設備資金	5,000万円	10年以内		
店舗等近代化資金	3,000万円			
商店街環境整備資金				

※融資の条件

据置期間は1年以内、原則として担保が必要(免除することもあります)

中小企業振興条例に基づく助成制度

中小企業者等の自主的な努力を支援します。

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額
商店街活性化助成金	商店街振興組合など	商店街の集客力を強め、販売を促進する事業	10分の3	50万円
商店街空き店舗活用事業助成金		空き店舗を展覧会場等の無料開放施設として活用する事業	2分の1	改装費 100万円 賃借料 月10万円
新製品等研究開発助成金	中小企業者など	新製品・新技術の研究開発を行う事業		1,000万円
中小企業組織化助成金	中小企業者	中小企業団体・商店街振興組合等を組織する事業		20万円
人材育成助成金	中小企業者など	中小企業大学校が主催する研修に経営者・従業員が参加する事業	1人3万円 1事業所15万円	

企業立地促進条例に基づく助成制度

工場等の新增設・設備投資を支援します。製造業のほかソフトウェアや情報処理提供サービス業、工業製品開発のための試験研究施設が対象です。

種別	要件	助成内容	限度額
施設設置費助成金	◇設備投資額2,700万円を超えること(市税条例による課税免除対象者を除く)	固定資産税相当額(3年間)	1,000万円
雇用奨励助成金	◇設備投資額2,700万円を超えること ◇新規雇用者が5人以上	新規雇用者1人につき20万円	
用地取得費助成金	◇設備投資額2,700万円を超えること ◇新規雇用者が5人以上 ◇市内に工場等を有していないこと	取得費の2分の1	5,000万円

国の保証制度

セーフティネット保証(5号認定)

原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰等の影響を強く受けている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が一般保証と別枠で保証します。

認定要件

<イ>指定業種に属する事業を行い、最近3か月間の合計売上高等が前年同期比5%以上減少していること。

<ロ>指定業種に属する事業を行い、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

<ハ>指定業種に属する事業を行い、円高の影響により最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少する事が見込まれること。

保証限度額	2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円以内)
保証料率・保証期間	北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。 ☎ 0166-24-1441 FAX0166-25-5649
対象事業者	対象業種は一部の例外業種を除いた中小企業となります。指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
申請書類	認定申請書および添付書類に関することは、市ホームページをご覧ください。 http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_hosyoseido.html

5月は「消費者月間」です
統一テーマ

みんなの強みを活かして
安全・安心な社会に一億総活躍

「みんな」とは、消費者、事業者、国、市町村等のさまざまな人々を含めた社会経済全体を意味します。消費者が直面する課題の解決に向けて、老若男女問わず、社会にかかわる全ての人々の活躍による、安全・安心で豊かな社会の実現を目指します。

◆消費生活のトラブルは「市消費者センター」へ
個人と事業者との間の契約トラブル、悪質商法、特殊詐欺などでお悩みの方、少しでも早く消費者センターへご相談ください。

◆出前講座を行っています
町内会や学校に出向き、消費者被害防止のための講座を行っています。

希望される方は、市地方創生課まちづくり協働グループ(☎23-6471)までご連絡ください。

◆消費生活パネル展開催

次のとおり、消費生活パネル展示を開催します。

・市立図書館

日時/5月1日(日) ~ 15日(日)

・キタカラ

日時/5月17日(火) ~ 31日(火)

相談・問い合わせ

稚内市消費者センター

(中央4丁目16番2号 保健福祉センター2階)

☎ 23-4133

平日 10時 ~ 16時